

宮城県震災復興基本方針（素案）の概要

～宮城・東北・日本の絆・再生からさらなる発展へ～

1 位置づけ

県の東日本大震災復興に関する基本的な方針をまとめたもの。

この基本方針に基づき、震災復興計画を策定し、具体的な事業展開に結びつける。

2 概 要

(1) 基本理念

県民一人ひとりが復興の主体

宮城・東北・日本の絆を胸に、県民一人ひとりが復興への役割を自覚し主体となるとともに、国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を図る。

単なる「復旧」ではなく「再構築」

被災地の単なる「復旧」にとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業・製造業のあり方や、公共施設・防災施設の整備・配置など、様々な面から抜本的に「再構築」することにより、最適な基盤づくりを図る。

現代社会の課題に対応した先進的な地域づくり

災害からの復興を図っていく中で、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど現代社会を取り巻く諸課題に対応した先進的な地域づくりを目指す。

壊滅的な被害からの復興モデルの構築

震災から10年後（平成32年度）には、新しい考え方や取組を取り入れた復興を成し遂げることにより、壊滅的な被害からの復興モデルを構築する。

(2) 復興の基本的な考え方

計 画 期 間 ・平成23年度～平成32年度までの10年間

・復旧期（3年）再生期（4年）発展期（3年）に区分

復興の主体 ・県民一人ひとりが主体となるとともに、民間の活動を行政が全力でサポートする体制で復興を図る。

必要な支援 ・国、他都道府県、他市町村、民間からの人的・物的支援

・大規模な復興事業の国の直轄施行（県・被災市町村の負担軽減）

・国の大規模な災害復興交付金・地方交付税等による自由度の高い確実な財政措置（県・被災市町村の財源確保）

- ・被災地復興を最優先とする柔軟な制度運用、被災地の実情にあった特別立法や特区制度の適用等（各種規制の柔軟な運用）

(3) 緊急重点事項

- ・被災者・被災地を中心に全県的に緊急対応が必要な重点事項に最優先で取り組む。

被災者の生活支援

（仮設住宅整備（3万戸）、2次避難促進、被災者の生活確保、住宅補修支援等）

公共土木施設とライフラインの早期復旧

（道路・港湾・河川・海岸・空港・鉄道・上下水道・電気・ガス・通信の復旧）

被災市町村の行政機能の回復

（施設整備・人員確保・公文書の復元、情報システムの復旧等）

災害廃棄物の処理

（津波被害による膨大な災害廃棄物の処理、1年以内に撤去、3年以内に処理）

教育環境の確保

（幼小中高の教育確保、施設・教職員の充足、社会教育・体育施設の早期復旧）

保健・医療・福祉の確保

（被災施設の復旧、健康・衛生の確保、要支援・援護者の保護）

雇用・生活資金の確保

（被災者の雇用・生活資金確保、新卒者の雇用確保）

農林水産業の初期復興

（農地、漁場、山林の初期復旧、市場・流通・販売・金融支援等）

商工業の復興

（被災施設・設備復旧資金・運転資金等の金融支援、経営相談等）

安全・安心な地域社会の再構築

（防災体制の見直し、防災施設・設備の復旧、放射能等モニタリング、警察体制の確保等）

(4) 沿岸被災市町の復興の方向性

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町の本県沿岸8市7町が大規模な津波により甚大な被害。原形復旧は不可能。

中長期的な視点に立った市町のランドデザインを新たに再構築することにより再生を図ることが必要。

特に、住宅地・農業地域・漁港地域・港湾地域・商業地域・工業地域のランドデザインについては、防災や産業振興のあり方等の面から地域住民や市町の考え方を基本に抜本的に見直す必要がある。

地域住民やコミュニティの郷土復興にかける思いを国、県、他市町村、企業、団体等が多様な観点から長期にわたり全力でサポート。

無秩序な土地利用を防止し、新しいまちづくりを進める観点から、人的・技術的な支援のほか、都市計画や建築制限等も含め、市町が主体となった復興計画の実現を支援。

(5) 県全体の復興の方向性

今回の震災・津波被害は甚大で、県民生活全般に極めて大きな影響。

このため、県政全般について分野毎の復興の基本的な方向性を示す。

施策を展開する上では、県全体の防災や産業振興のあり方を抜本的に見直し、被災地を中心に、最適な公共施設や設備の配置などの基盤づくりを図る必要がある。県民生活の復興を図りさらなる発展に結びつけるため、各分野とも、復旧期・再生期・発展期の各段階を踏まえた効果的な施策の展開を図る。

最終的には、本県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げた「富県宮城の実現」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」の政策推進の基本方向に基づき、県民が県勢の発展を実感できる地域社会を実現していく。

環境・生活・衛生・廃棄物

保健・医療・福祉

経済・商工・観光・雇用

農業・林業・水産業

公共土木施設

教育

防災・安全・安心

(6) 県の行財政運営の基本方針

徹底した復興事業へのシフト・重点化

- ・復旧期・再生期においては、徹底して復興事業へ財源・人材を振り向ける。
- ・既存の事務事業の見直しを大幅に行い、財源・人材の集中化・重点化を図る。

財源確保対策

- ・災害復興交付金、地方交付税など、国による自由度の高い確実な財源措置が必要である。
- ・県の自助努力として、県の独自課税（「みやぎ発展税」、「みやぎ環境税」、「産業廃棄物税」）の税収を、制度の趣旨を損なわない範囲で復興のための経費に充当する。

3 今後のスケジュール等

今後、基本方針に基づき、議会、県民、市町村、有識者等の意見を踏まえながら「(仮称)宮城県震災復興計画」を策定する(平成23年8月中を目途、9月議会に議案として上程予定)。

基本方針(素案)についても、適宜修正等を行い確定していく。

県全体の基本方針、復興計画を踏まえて、各部局において必要に応じて個別の事業計画を策定し、財源措置を講じて個別事業を展開する。